⑹　手続における交渉を行う意図の有無　無
⑺　契約書の作成の要否　要
⑻　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑼　関連情報を入手するための照会窓口
上記４⑴に同じ。
⑽　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２A⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
当該資格の認定に係る申請方法は法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/chotatsu_kensetsu_shikakushinsa.html）に掲示している。
⑾　技術提案資料等の内容のヒアリング
原則として行わない。なお、ヒアリングの必要が生じた場合は別途通知する。
⑿　施工体制確認のヒアリング　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）に関し、ヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
⒀　本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : SAKUMA Kae, Director of the Facilities Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Electric installation work of Inmates' vocational training factories etc. of the Fukuoka Prison
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 15 : 00　24 January, 2020
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 15 : 00　11 March, 2020 (tenders submitted by mail should be reached before 15 : 00　11 March, 2020, only registered mail is acceptable)
⑹　Contact point for tendering documentation : Accounting Section, Facilities Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1―1―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8977, Japan, Tel 03―3580―4111 (ext 2249, 2265)

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和２年１月７日
日本中央競馬会美浦トレーニング・センター
契約等担当職　高松　知之
◎調達機関番号　236　◎所在地番号　08
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　美浦トレーニング・センター南調教スタンド改築工事
⑶　工事場所　茨城県稲敷郡美浦村大字美駒2500―２
⑷　工事内容　調教スタンド改築工事
上記改築工事に伴う既存建物解体撤去工事
⑸　工期　令和４年９月29日まで
⑹　本工事は、入札時に施工計画等の提出を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。
2　一般競争参加資格　次の⑴～⑼に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者であること。または、次の⑴～⑻に掲げる条件を全て満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、⑼、⑽の条件を満たしている者。
⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、本会の競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。
⑶　一般競争参加資格確認申請書提出期限日から開札の時までの期間に、本会の工事請負契約に係る指名停止措置を受けていないこと。
⑷　本工事に係る設計業務等の受託者と資本又は人事面において一定の関連がある者でないこと。
⑸　暴力団等の反社会的勢力（「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年６月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」において、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。）と関与する者でないこと。
⑹　次の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務
⑺　本会における平成31―32年度の建築一式工事に係る競争参加資格の確認を受け、客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,050点以上であること。
⑻　平成12年以降に完成・引渡しを完了した工事について、以下の基準（用途・構造・規模）を満たす建築一式工事を元請負人として施工した実績を有すること。
①　用途　観覧場、劇場、映画館、演芸場、公会堂、集会場又は事務所
②　構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
③　規模
ａ）単独業者　延床面積　2,000㎡以上
ｂ）特定ＪＶ代表者　延床面積　2,000㎡以上
ｃ）特定ＪＶ構成員　延床面積　600㎡以上
特定ＪＶとしての実績は出資比率に応じて算定する。ただし、特定ＪＶとしての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。
⑼　次の①～③に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本工事に専任で配置できること。
①　建設業法による１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有していること。
③　⑻―①、②に掲げる基準を全て満たす工事を技術者として施工した経験を有する者であること（ただし、工事の完成・引渡し完了時期は平成22年以降とする）。
⑽　特定ＪＶの構成は、次に掲げる基準を満たすものであること。
①　構成員の数は２とし、そのうちの１を代表者とする。
②　結成方法は自主結成とする。
③　各構成員の出資比率は30％以上とする。ただし、特定ＪＶの代表者の出資比率は、構成員中最大でなければならない。
㈜　その他詳細は入札説明書による。
3　総合評価に関する事項
⑴　落札者決定方法
①　入札参加者は、価格及び本工事における施工計画等の提出をもって入札を行い、次の要件に該当する者のうち、下記⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
㋐　入札価格が本会作成の予定価格の制限の範囲内であること。
②　上記において、評価値の最も高い者が２以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。
⑵　総合評価の方法　一般競争参加資格を全て満たしていれば標準点100点を付与し、更に㋐～㋒の提案評価項目毎に評価を行い、加算点（０～10点）を与える。それらの合計を入札価格で除した数値（評価値）の最も高い者を落札者とする。
㋐　施工計画についての提案：６点
㋑　企業の施工実績：２点
㋒　配置予定技術者の施工経験：２点
⑶　評価算定資料の作成　入札説明書及び設計図書に基づき、内容を示した評価算定資料を提出すること。
⑷　その他　評価算定資料に関する技術評価審査会を実施する。